

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあっては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力 70 キロワット以上のものに附属する風道にあっては、算定した数値が 15 以下の場合は、15 とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ 2 センチメートル以上（入力 70 キロワット以上のものに附属する風道にあっては、10 センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離（単位／センチメートル）
上 方	$L \times 0.70$
側 方	$L \times 0.55$
下 方	$L \times 0.45$
この表において L は、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。	

- 2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 11 号及び第 12 号を除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

(炉等の防火上支障のない措置)

第9条の2 条例第 3 条第 3 項ただし書（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項及び第 8 条の 2 において準用する場合を含む。）に規定する防火上支障のない措置を講じた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 屋内に設けるものにあつては、炉等の周囲に 5 メートル以上、上方にあつては 10 メートル以上の空間を保有するとき、又は炉等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が令第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条若しくは第 18 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。
- (2) 屋外に設けるものにあつては、炉等の周囲に 3 メートル以上、上方にあつては 5 メートル以上の空間を保有するとき、又は不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた外壁（開口部には、防火戸（条例第 3 条第 3 項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられているものに限る。）等に面するとき。

(点検及び整備の要領等)

第13条 条例第 3 条第 2 項第 2 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第 12 条第 1 項第 9

号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を 2 年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 条例第 3 条第 2 項第 3 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 7 条の 3 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第 4 条第 2 項、第 8 条及び第 8 条の 2 において条例第 3 条第 2 項第 3 号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2・3 （略）

【解釈及び運用】

本条は、燃焼室又は発熱体を有し、液体燃料、気体燃料又は電気により温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない半密閉式、密閉式等の暖房機について規定したものであり、送風機により温風を吹き出す点で半密閉式及び密閉式ストーブと区別しているため、注意する必要がある。

なお、温風暖房機は表 3－3－1 のように分類される。

表 3 - 3 - 1 (温風暖房機の種類)

形 式		内 容
直接吹出型		暖房する部屋に設置し、温風を直接室内に吹き出す形式で温風用送風機は本体に組み込まれているもの
ダクト接続型	送風機組込	温風をダクトにより暖房する部屋に送る形式で、温風用送風機は本体に組み込まれているもの
	送風機別置	温風をダクトにより暖房する部屋に送る形式で、温風用送風機は本体に組み込まず別置きとしたもの

1 離隔距離

温風暖房機の建築物等及び可燃性物品からの離隔距離は、表 3 - 3 - 2 のとおりである。

ただし、温風暖房機が（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、当該設備等に貼付されているいずれかの協会名の認証ラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

表 3 - 3 - 2 (条例別表第 3 抜粋)

種 類							離 隔 距 離 （単位センチメートル）				
							入 力	上方	側方	前方	後方
温 風 暖 房 機	気 体 燃 料	不 燃 以 外 ・ 不 燃	半 密 閉 式 ・ 密 閉 式	バー ナー が 隠 ぺ い	強制対流型		19キロワット以下	4. 5	4. 5	60	4. 5
	液 体 燃 料	不 燃 以 外	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方向 に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15	
					26キロワットを超え 70キロワット以下	100	15	100 (注 2)	15		
					温風を全周方向 に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150	
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
			密 閉 式		強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	
		不 燃	半 密 閉 式	強 制 対 流 型	温風を前方向 に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5	
					温風を全周方向 に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150	
					強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5	
					密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—
			上記に分類されないもの						—	100	60

(注 2) 風道を使用するものにあつては 15 センチメートルとする。

(注 3) ダクト接続型以外の場合にあつては 100 センチメートルとする。

備考

1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類

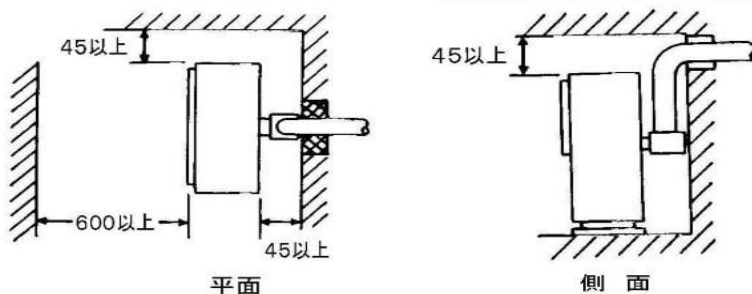
似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

2 設置例

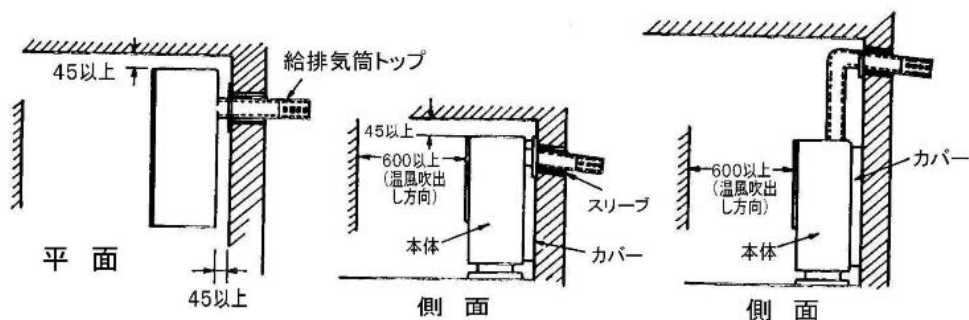
(1) 気体燃料を使用する温風暖房機と建築藪等との離隔距離の例（単位：mm）

ア 半密閉式・強制対流型（19 キロワット以下）



【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

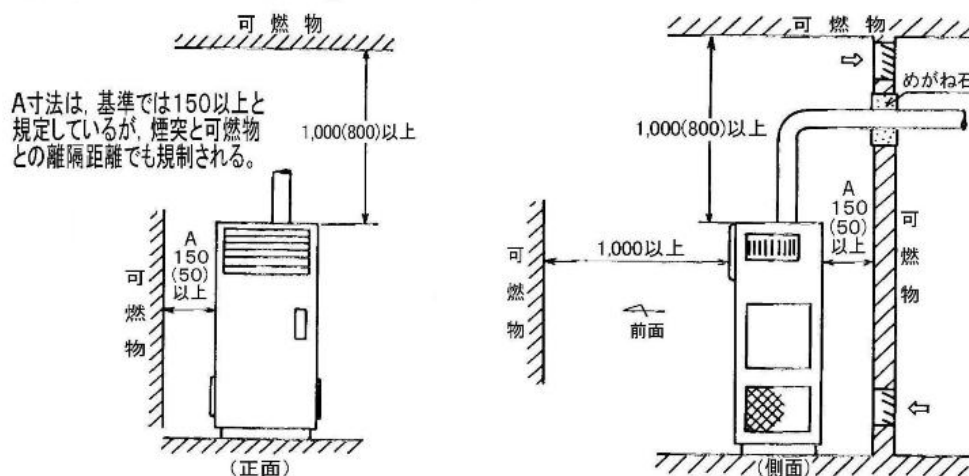
イ 密閉式・強制対流型（19 キロワット以下）



【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

(2) 液体燃料を使用する温風暖房機と建築藪等との離隔距離の例（単位：mm）

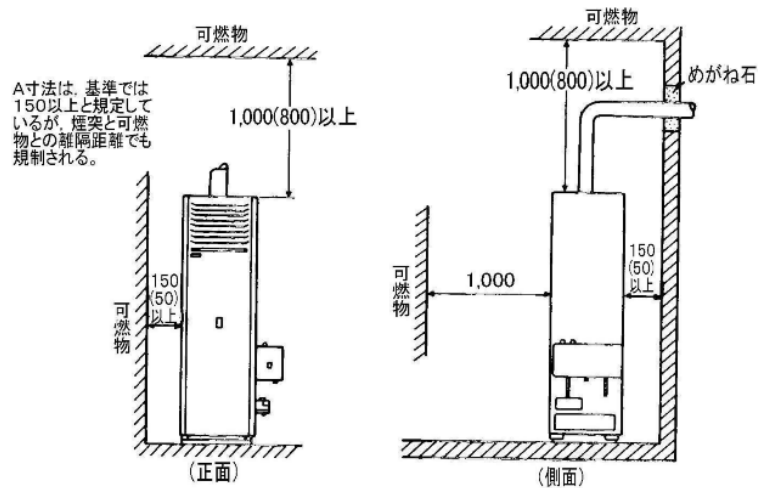
ア 半密閉式・強制対流型（26 キロワット以下で、温風を前方向に吹き出すもの）



(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

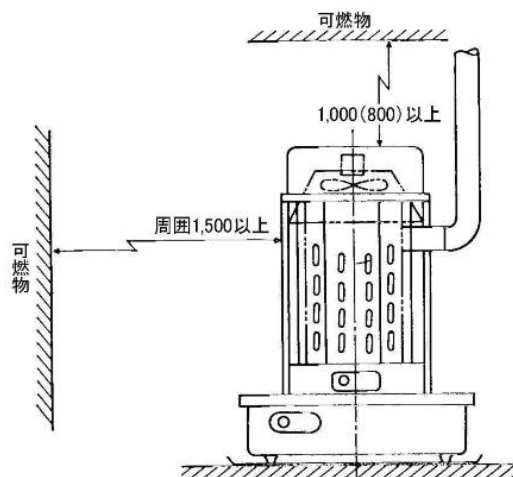
イ 半密閉式・強制対流型（26 キロワットを超え 70 キロワット以下で、温風を前方向に吹き出すもの）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

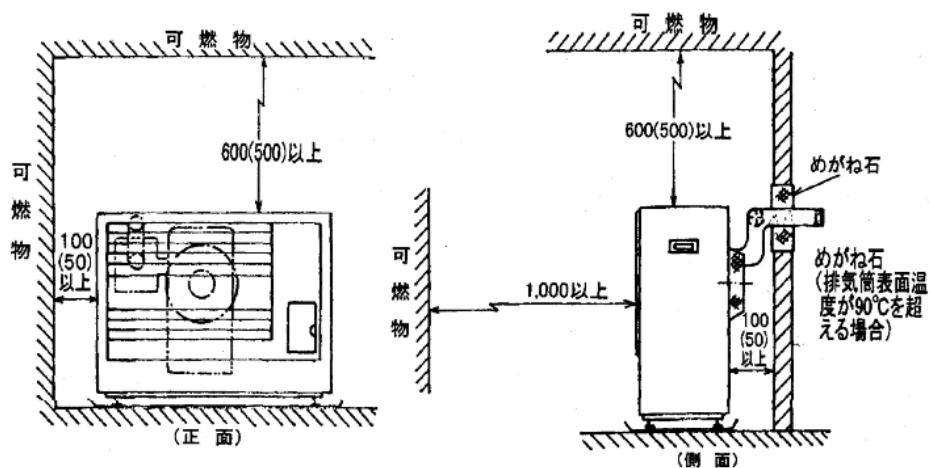
ウ 半密閉式・強制対流型（26 キロワット以下で、温風を全周方向に吹き出すもの）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

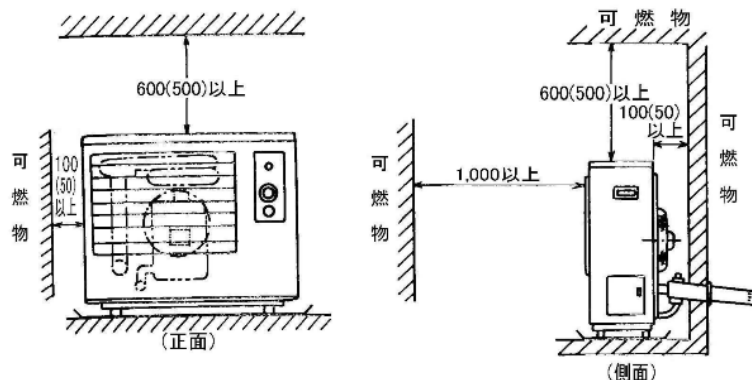
エ 半密閉式・強制対流型（26 キロワット以下で、強制排気型）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

オ 密閉式・強制給排気型（26 キロワット以下）



（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

3 第1項第2号

「温風暖房機に附属する風道」とは、表3-3-1に示すダクト接続型に該当し、風道（ダクト）により温風を送るものであり、その風道と可燃性の部分等との離隔距離は、次式により求めた数値以上とすること。（図3-3-1 参照）

$$R = L \times a$$

R：可燃物からの離隔距離

L：風道の直径（円形以外の風道にあつては、長辺の長さ）

a：常数（上方は0.70、側方は0.55、下方は0.45）

* 入力が70キロワット以上のもので、算定した数値が15以下の場合は15とする

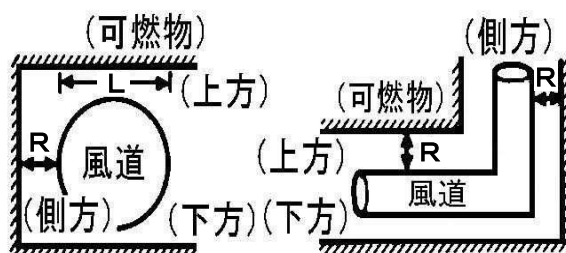


図3-3-1 風道と可燃性の部分等との離隔距離

【出典：株式会社 ギョウセイ『逐条解説 火災予防条例準則』】

4 第2項

条例第3条（炉）の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第11号及び第12号を除いて、温風暖房機に準用されることを規定している。（表3-3-3 参照）

表3-3-3

「温風暖房機」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	1	可燃物品等からの条例別表第3又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない

3	1	5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		7	火災発生のおそれのある部分是不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		10	風雨等による口火・バーナーの火の立ち消え防止措置（屋外に設ける場合）
		13	熱風炉に附属する風道の構造、可燃性物品からの離隔距離
		14	固形燃料を使用する場合の構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造
		16	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の構造
		16の2	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の安全装置
		16の3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
		17	電気を熱源とする場合の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気をを使用する場合の点検者の指定（告示第5号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		5	異常燃焼を生ずるおそれのある設備に監視人の配置
		6	燃料タンクの転倒防止措置等
	3	—	不燃材料による区画（入力350kW以上の場合）
	4	—	液体燃料を使用する場合の構造及び管理